市街化調整区域（北部地域）における既存建築物の用途変更ガイドライン適用チェックリスト

●事業者記入欄

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業者 | （名　称）  （所在地）  （連絡先） |  |
| 事業予定地 |  |  |
| 事業の目的・コンセプト |  |
| 事業内容 | □飲食　□物販　□宿泊　□賃貸　□観光　□福祉　□その他 |
| 期待する地域への波及効果・住民へのメリット |  |
| 事業開始予定日 | 年　　　　月　　　　日 |

添付書類（必要に応じて）：位置図（※必須）・平面図・事業概要・土砂災害特別警戒区域等の指定状況が確認できる図面、その他指示する書類

●市役所記入欄

|  |
| --- |
| **対象地域**  □銭原　□長谷　□清阪　□上音羽　□下音羽　□忍頂寺　□車作　□泉原  □佐保　□千提寺　□大岩　□安元　□生保　□桑原　□大門寺　□粟生岩阪 |
| **変更後の用途（予定）**  □レストラン、カフェ等の飲食店　□直売所、土産物屋等の物販店　□休憩施設　□宿泊施設  □体験施設　□交流施設　□観光案内所　□賃貸住宅　□グループホーム等  □その他地域振興に資するもの(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

|  |
| --- |
| 市役所受付欄 |
|  |

（注）本チェックリストは、今回の既存建築物がガイドライン適用可能かの判断に使用するものであり、「用途変更が可能な建築物」であることを確約するものではありません。

（問い合わせ先）

茨木市都市整備部北部整備推進課

電話番号：072-620-1609